

やまなしリフレッシュ農泊モニターツアー事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、農山村地域の多様な農業の担い手確保と都市農村交流による所得向上を図るため、農作業・農泊とスポーツ、自然体験等を組み合わせたリフレッシュプログラムを活用したモニターツアーの実施に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第2条 この補助金は、モニターツアーを実施する農泊事業者（以下「補助事業者」という。）に対し、交付するものとする。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業は、リフレッシュプログラムを活用してモニターツアーを実施する事業であって、別表に掲げるものとする。このうち、提供する食事に使用する県産農畜水産物の購入に要する費用に対して補助するものであり、補助額は別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、交付申請書（様式第1号）に事業実施計画書（別添様式1）を添えて、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第6条 補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ 変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ 中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出して知事の承認を受けなければな

らない。

- (3) 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了する見込のない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、補助事業を実施するにあたって、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を保護するための必要な措置を講じなければならない。

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認める場合には、概算払いにより交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の完了の日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第6号）に事業実施報告書（別添様式1）を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、事業の完了又は中止若しくは廃止に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(書類の保管)

第10条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第11条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項が生じた場合は、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月30日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限りでその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱失効後も、なおその効力を有する。

別 表

補助対象事業	補助額	補助内容	軽微な変更
県が開催するセミナーを受講し作成したリフレッシュプログラムを活用したモニターツアーを実施する事業で、提供する食事に県産農畜水産物を使用するもの	補助単価は、補助対象事業への参加者1名あたり定額で2,000円とし、参加人数に補助単価を乗じた額を補助する	県産農畜水産物の購入費	補助事業の目的の達成に支障を来さない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の増額を伴わない場合

(様式第1号)

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体
住所
名称
氏名 印

令和 年度やまなしリフレッシュ農泊モニターツアー事業費補助金交付申請書

このことについて、別添計画書のとおり実施したいので、やまなしリフレッシュ農泊モニターツアー事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類 事業実施計画書（別添様式1）

(様式第2号)

第 号
令和 年 月 日

事業実施主体 殿

山梨県知事 印

令和 年度やまなしリフレッシュ農泊モニターツアー事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったことについて、やまなしリフレッシュ農泊モニターツアー事業費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

1 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあったやまなしリフレッシュ農泊モニターツアー事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。

2 補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助金の交付決定額 円

3 補助金の交付の条件は次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障がなく、補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更についてはこの限りではない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 補助事業者は、補助事業を実施するにあたって、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を保護するための必要な措置を講じなければならない。

4 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

- ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95% の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95% の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 5 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。
- 6 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間、整備保管しておかなければならない。

(様式第3号)

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体
住所
名称
氏名 印

令和 年度やまなしリフレッシュ農泊モニターツアー事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったことについて、次のとおり事業計画を変更したいので、やまなしリフレッシュ農泊モニターツアー事業費補助金交付要綱第6条第1号の規定により申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

3 添付書類 事業実施計画書（別添様式1）

※変更前と変更しようとする内容を比較記載した計画書を添付すること

(様式第4号)

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体
住所
名称
氏名 印

令和 年度やまなしリフレッシュ農泊モニターツアー事業費補助金
中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったことについて、次のとおり事業計画を中止（廃止）したいので、やまなしリフレッシュ農泊モニターツアー事業費補助金交付要綱第6条第2号の規定により申請します。

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

(様式第5号)

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体
住所
名称
氏名 印

令和 年度やまなしリフレッシュ農泊モニターツアー事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったことについて、次のとおり概算払いを受けたいのでやまなしリフレッシュ農泊モニターツアー事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により請求します。

1 概算払請求額 円

2 内訳

補助金交付 決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ①-②	今回概算 請求額	備考
円	円	円	円	

3 概算払い請求の理由

4 支払の方法 口座振替

金融機関名		本店 支店
預金種別	当座・普通	
フリガナ 口座名義		口座番号

(様式第6号)

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体

住所

名称

氏名

印

令和 年度やまなしリフレッシュ農泊モニターツアー事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったことについて、
事業が完了したのでやまなしリフレッシュ農泊モニターツアー事業費補助金交付要綱
第8条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 補助金の交付決定額 金 円

2 支払いの方法 口座振替

金融機関名 _____

預金種別 (当座・普通)

(ふりがな)

口座名義 _____

口座番号 _____

3 添付書類 事業実施報告書(別添様式1)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

[法人にあっては事務所所在地]

住 所 _____

[法人にあっては法人名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名 _____

印

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

記

- 補助事業を実施するにあたって、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行います。
- 補助事業を行うために個人情報を取得するときは、県の補助事業を活用するため、実績報告において必要な個人情報（氏名、住所等）を山梨県に提供することを、事前に周知し、同意を得ます。
- 本人の事前の承認があるときを除き、個人情報を補助事業の目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供しません。

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

[法人にあっては事務所所在地]

住 所

[法人にあっては法人名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名

印